

## 耐震診断・耐震改修で命を守りましょう！

富山県及び砺波市では、地震時における住宅の倒壊から命と財産を守るため、木造住宅の耐震診断、耐震改修に要した費用の一部について補助をしています。

### 1 昭和56年5月31日以前に着工した住宅は耐震診断を受けましょう！

**2千円～6千円の自己負担**で耐震診断が行えます。

(住宅の大きさや図面の有無により、負担額が変わります)

区分	延べ面積280㎡以下	延べ面積280㎡を超える
家屋の図面あり	2,000	3,000
家屋の図面なし	4,000	6,000

#### ■お申込み、お問合せ

(一社) 富山県建築士事務所協会：TEL076-442-1135

(お申込みは電話OK。協会から派遣された担当建築士がお宅を訪問します。)

### 2 耐震性が不十分な場合、耐震改修を行いましょう！

要件を満たす**耐震改修工事に要する経費の8割**を補助します。

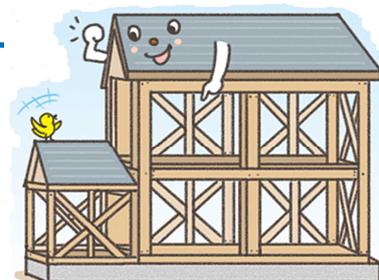
(補助限度額 100万円)

■詳しくは、**工事契約前に必ず下記までお問合せ**ください。

都市整備課 景観・建築係：TEL 0763-33-1447

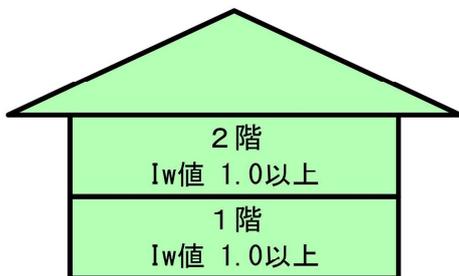
#### ○ 対象となる住宅 **次の要件を全て満たす住宅**

- ① 木造住宅の一戸建て、階数が2以下のもの
- ② 昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの
- ③ 在来軸組工法によるもの

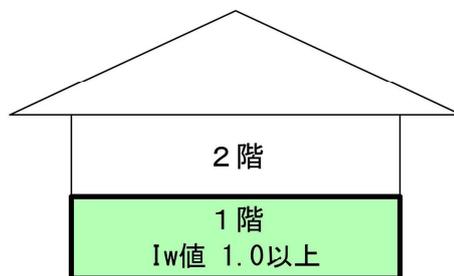


### 3 対象となる耐震改修工事について（4つのメニュー）

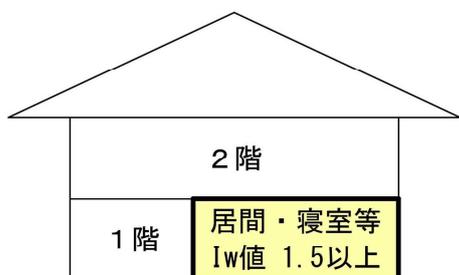
## 補助の対象となる工事



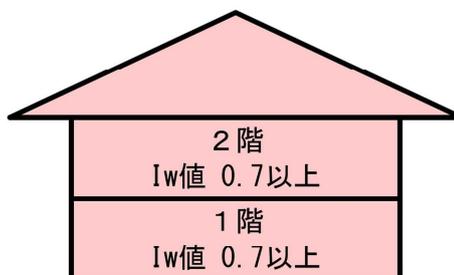
メニュー①  
全体改修  
(Iw値 1.0以上)



メニュー②  
「1階だけ」の部分改修  
(Iw値 1.0以上)



メニュー③  
「1階の主要居室だけ」の部分改修  
(Iw値 1.5以上)



メニュー④  
「建物全体」の段階的改修  
(Iw値 0.7以上)

- ※ Iw値：木造建築物の耐震性能を評価する数値  
1.0以上：倒壊の危険性が低い  
0.7以上：大破はするが倒壊の危険性は低い

### 4 所得税・固定資産税の減免制度について（全体耐震改修が対象）

全体改修（Iw値 1.0以上）を実施された場合は、住宅リフォームの減税制度が受けられます。詳しくは、税務署又は砺波市税務課までお問い合わせください。

また、地震保険については、耐震等級による割引制度がありますので、ご加入されている保険会社にご相談ください。

所得税：砺波税務署 TEL 0763-33-1073(代表)

固定資産税：砺波市税務課資産税係 TEL 0763-33-1297

- ※ 市の補助を受けて「メニュー①の全体改修」を実施された方には、減免申請に必要な「住宅耐震改修証明書」を市が発行いたします。詳しくは、都市整備課までお問い合わせください。

お問合せ先 砺波市 都市整備課 景観・建築係：TEL 0763-33-1447